

【豊川市都市計画審議会会議傍聴要領】

(趣旨)

第1条 この要領は、豊川市都市計画審議会運営細則第6条第3項の規定に基づき、会議の公開に伴う傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 公開と決定した会議を傍聴しようとする者は、当該会議の開催予定時刻の10分前までに豊川市都市計画審議会傍聴者受付名簿に氏名、住所等を記入しなければならない。

(傍聴の定員)

第3条 傍聴の定員は、10名程度とし、先着順とする。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(会議資料の閲覧)

第4条 審議会は、会議資料を会場に備え、傍聴人の閲覧に供するものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定める者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章等をする等の示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 私語、談話等をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会場等の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影等の制限)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真撮影、録画、録音等をしようとするときは、あらかじめ議長の承認を受けなければならない。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、事務局の職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人がこの要領に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成21年7月17日から施行する。

豊川市都市計画審議会傍聴者受付名簿

月 日 氏 名 住 所